

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	鳥取県立鳥取看護専門学校
設置者名	鳥取県

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	看護学科（旧カリ） （3年課程）	夜・通信	84	9	
	看護学科（新カリ） （3年課程）	夜・通信	87	9	
		夜・通信			
		夜・通信			
（備考）					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページで公開 https://www.pref.tottori.lg.jp/tottorikango/

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名 なし
（困難である理由）

様式第2号の2-②【(2)②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	鳥取県立鳥取看護専門学校
設置者名	鳥取県

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	鳥取県立鳥取看護専門学校運営会議
役割	「鳥取県立鳥取看護専門学校運営事項の協議組織設置に関する規定」より（運営会議） 第2条 鳥取県立鳥取看護専門学校（以下「学校」という。）の教育目的に従い、看護教育の推進についての重要事項を審議するため設置する。 2 この会は、校長が主宰し、必要に応じ次の者のうちから校長が委嘱して行う。 （学校関係） 校長、副校長、教務主幹、教務主任、講師、事務職員、学校医 （中央病院関係） 副院長、医療局長、事務局長、看護局長 （県医療政策課関係） 医療政策課長、医療人材確保室看護学校担当者 （その他） 学識経験者 3 委員の任期は、1年間とし、再任を妨げない。 4 審議に付する事項は、次のとおりとし、校長が付議する。 (1) 諸規程の改廃に関すること。 (2) 教育方針、教育計画、その他教育に関すること。 (3) 入学選抜、入学の許可及び卒業の認定に関すること。 (4) 退学及び休学に関すること。 (5) その他学校運営の重要事項に関すること。 5 この会は、校長が招集し、原則として年1回以上開催する。 ただし、校長が必要と認めるとき、また、委員から開会の請求があったときは、臨時会議を招集することができる。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
県立中央病院 副院長	2022. 4. 1 ～ 2023. 3. 31	
県立中央病院 看護局局长	2022. 4. 1 ～ 2023. 3. 31	
（備考） 外部人材は全員で4名だが、2名のみ記載。		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	鳥取県立鳥取看護専門学校
設置者名	鳥取県

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 1. 12月～1月 ・次年度の外部講師を依頼。担当講師決定後、次年度の担当する科目の①科目のねらい・目標②授業計画(方法)・内容③教科書④参考書⑤成績評価方法を検討し、シラバスの内容を決定し、年間授業スケジュールを作成。 ・学内教員は学生・教員評価により上記①～⑤を検討しシラバスの内容を決定。 2. 2月～3月 履修概要印刷 3. 4月前期開始日にシラバスを学生・教員に配布。実習要項は年度当初に入学生と実習施設に配布し、1月に1・2年生に配布する。	
授業計画書の公表方法	履修概要を教教室に配置。ホームページ掲載 https://www.pref.tottori.lg.jp/tottorikango
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 1. 授業科目の学修成果の評価に係る取組は鳥取県立鳥取看護専門学校履修規程に基づき行う。 第1条 この規程は、鳥取県立鳥取看護専門学校学則(以下「学則」という。)第6条第2項、第7条第4項並びに第9条の規定に基づき、卒業の認定、学年ごとの教育内容、授業科目及び単位数、講義及び演習等の授業時間数並びに授業科目の単位の修得の認定について、学則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。 (目的) 第2条 学則第6条第2項及び第6条の2に規定する学年ごとの教育内容、授業科目、単位数及び授業時間数は別表1に掲げるとおりとする。 (履修の要件) 第4条 2年次終了までに履修すべき授業科目(「別表1」による)に未履修科目がある者は、原則として、専門分野Ⅱの各看護学臨地実習、統合分野の各臨地実習並びに「看護の統合と実践Ⅱ」「看護研究」及び「看護管理」を履修することができない。 2 実習成績の評価を受けようとする者は、履修の要件(「別表2」による)を満たしておく必要がある。 (試験の評価等) 第5条 学則第7条第2項に定める試験の評価は、筆記試験等担当者が定めた方法で実施する。 2 前項の試験は、原則として当該授業が終了する学期末に期間を定めて実施する。	

(試験の受験資格)

第6条 出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない科目については、当該授業科目にかかる試験を受験することはできない。ただし、やむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

2 専門分野Ⅰの基礎看護学において、基礎看護学における履修の要件(「別表3」による)に示すとおり、技術試験のあるものに関しては、技術試験を合格しなければ認定試験を受けることができない。

(試験の評価及び単位の認定)

第7条 成績の評価は、試験の成績に平素の学修及び出席状況を考慮し、優、良、可及び不可とし、優、良及び可を合格とする。

2 評価の基準は次のとおりとし、合格した者に、別表1に定める単位を与える。

評 価	評 点
優	80点～100点
良	70点～79点
可	60点～69点
不可	59点以下

(100点満点法による)

(追試験)

第8条 怠引、疾病、その他やむを得ない理由により所定の試験を欠席した者は、追試験を受けることができる。

2 追試験を受けようとする者は、追試験願(別記様式3)に疾病の場合は医師の診断書、その他の場合は、証明書又は理由書を添え、当該試験終了後1週間以内に校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、1週間以内に提出することができなかったやむを得ない理由がある場合については、校長が定める期日までに提出し、許可を受けることができる。

3 追試験は、所定の期日までに追試験願を提出した者に限り、原則として試験終了後2週間以内に行う。

4 追試験の評価は、試験成績の80%を評点とする。

(再試験)

第9条 試験又は追試験の結果、合格点に達しなかった者は、1回に限り再試験を受けることができる。

2 再試験を受けようとする者は、当該試験結果受理後3日以内に再試験願(別記様式3)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 再試験は、所定の期日までに再試験願を提出した者に限り、試験結果受理後2週間以内に行う。

4 再試験の結果、合格した者の評価は、60点とする。

(実習の評価等)

第10条 学則第7条第2項に定める実習の評価は、各科目で定めた評価方法で行うものとする。

2 実習評価表で評価を行う場合は、評価を受ける実習施設での出席時間数が実習時間数の3分の2に達しない科目については、実習の評価を受けることができない。ただし、やむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(実習の評価及び単位の認定)

第11条 実習の評価は、優、良、可及び不可とし、優、良及び可を合格とする。

2 評価の基準は次のとおりとし、合格した者に、別表1に定める単位を与える。

評 価	評 点
優	80点～100点
良	70点～ 79点
可	60点～ 69点
不可	59点以下

(100点満点法による)

(追実習)

第12条 思引、疾病、その他やむを得ない理由により出席時間数の不足のため、実習の評価を受けることができない者については、追実習を行うことができる。

2 追実習を受けようとする者は、追実習願(別記様式4)に疾病の場合は医師の診断書、その他の場合は証明書又は理由書を添えて、校長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 追実習は、1回限りとし、追実習に必要な時間数は、その都度校長が決定する。

4 追実習の評価は、前条第2項に基づいて行うが、追実習の評点は80%とする。

5 追実習に必要な時間数を当該年に計画することができない場合は、再履修を行う。

(再実習)

第13条 実習の評価が合格点に達しなかった者は、再実習を受けることができる。

2 再実習を受けようとする者は、実習評価の結果受理後3日以内に、再実習願(別記様式4)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 再実習は1回限りとし、再実習に必要な時間数は、原則として所定の実習時間数の実習を行う。

4 再実習の評価は、第11条第2項に基づいて行うが、再実習の評点は、60点とする。

5 再実習に必要な時間数を当該年に計画することができない場合は、再履修を行う。

(未修得科目の履修)

第14条 履修できなかった科目(未修得科目という。)は、再履修する。未修得科目がある者で出席時間数を満たしている場合においても、再履修を原則とする。

2 再度履修しようとする者は、再履修願(別記様式13)を、所定の期日までに学校長に提出しなければならない。

Ⅱ. 単位認定及び進級会議(1、2年生)

各学生の単位の修得と進級については、3月中～下旬に単位認定及び進級会議を行い、学生の状況や成績一覧表をもとに、校長と全教員が出席し、単位認定及び進級会議を行い、進級を判定する。

単位認定及び進級会議の結果、1、2年生の全期の単位が認定がされる。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

1. 各学生の履修科目の成績を点数化し、点数を学務システムに入力し、全科目の合計点の平均を算出する。(100点満点で点数化)

2. 平均点をもとに成績順位が学務システムでつけられる。

3. 平均点及び成績順位をもとに成績の分布を示す資料を作成する。

客観的な指標の 算出方法の公表方法	教務室にて閲覧可能な状態で保管。
----------------------	------------------

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

「鳥取県立鳥取看護専門学校学則」

(卒業)

第9条 校長は、第2条に規定する修業年限以上在学し、かつ、全単位を修得した生徒に対して卒業の認定を行い、卒業証書(様式第1号)を授与する。

2 前項の規定により卒業の認定を受けた者は、専門士(看護専門課程)と称することができる。

「鳥取県立鳥取看護専門学校履修規程」

(卒業の認定)

第3条 卒業の認定にあたっては、鳥取県立鳥取看護専門学校(以下「本校」という。)の教育課程を修了したもので、次の各号に該当するものに対して認定する。

1 本校の定める授業科目、単位数(時間数)を習得した者。

2 授業科目の各々の単位の認定された者。

3 修業年限3年、又は在学年限内の者。

4 出席日数が出席すべき日数の3分の2を超える者。

「卒業の認定方針」

1. 鳥取県立鳥取看護専門学校は卒業までに身につける卒業生の特性を示している。

2. 鳥取県立鳥取看護専門学校履修規程第2条(卒業の認定)の各号に該当するものに対して卒業の認定をする。

3. 卒業認定会議

学生の状況や成績一覧表(すべての学年の成績)をもとに卒業認定会議を行う。卒業の認定は卒業判定会議をもとに校長が行う。

卒業の認定に関する 方針の公表方法	履修概要に鳥取県立鳥取看護専門学校学則、鳥取県立鳥取看護専門学校履修規程が記載されているので、教務室に履修概要を保管。
----------------------	---

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	鳥取県立鳥取看護専門学校
設置者名	鳥取県

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

旧カリ（2年生・3年生）

分野		課程名	学科名		専門士	高度専門士	
		専門課程	看護学科(3年課程)		○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	100 単位時間／単位	77 単位時間／単位	単位時間／単位	23 単位時間／単位	単位時間／単位	単位時間／単位
		100 単位時間／単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80人		77人	0人	10人	0人	10人	

新カリ（1年生）

分野		課程名	学科名		専門士	高度専門士	
		専門課程	看護学科(3年課程)		○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	100 単位時間／単位	83 単位時間／単位	単位時間／単位	23 単位時間／単位	単位時間／単位	単位時間／単位
			100 単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
40人		41人	0人	10人	0人	10人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
(概要)	
1. 12月～1月 ・次年度の外部講師を依頼。担当講師決定後、次年度の担当する科目の①科目のねらい・目標②授業計画（方法）・内容③教科書④参考書⑤成績評価方法を検討し、シラバスの内容を決定し、年間授業スケジュールを作成。 ・学内教員は学生・教員評価により上記①～⑤を検討しシラバスの内容を決定。	
2. 2月～3月 履修概要印刷	
3. 4月前期開始日にシラバスを学生・教員に配布。実習要項は年度当初に入学生と実習施設に配布し、1月に1・2年生に配布する。	
成績評価の基準・方法	
(概要)	
授業科目の学修成果の評価に係る取組みは鳥取県立鳥取看護専門学校履修規程に基づき行う。	
(目的)	
第1条 この規程は、鳥取県立鳥取看護専門学校学則（以下「学則」という。）第6条第2項、第7条第4項並びに第9条の規定に基づき、卒業の認定、学年ごとの教育内容、授業科目及び単位数、講義及び演習等の授業時間数並びに授業科目の単位の修得の認定について、学則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。	
第3条 授業科目の単位及び時間数等	
第4条 履修の要件	
第5条 試験の評価等 学則第7条第2項に定める試験の評価は、筆記試験等担当者が決めた方法で実施する。	
第6条 試験の受験資格	
第7条 試験の評価及び単位の認定	
成績の評価は、試験の成績に平素の学修及び出席状況を考慮し、優、良、可及び不可とし、優、良及び可を合格とする。	
2 評価の基準は、次のとおりとし、合格した者に、別表1に定める単位を与える。	
評 価	評 点
優	80点～100点
良	70点～79点
可	60点～69点
不可	59点以下
(追試験)	
第8条 引引、疾病、その他やむを得ない理由により所定の試験を欠席した者は、追試験を受けることができる。	
4 追試験の評価は、試験成績の80％を評点とする。	
(再試験)	
第9条 試験又は追試験の結果、合格点に達しなかった者は、1回に限り再試験を受けることができる。	
4 再試験の結果、合格した者の評価は、60点とする。	
(実習の評価)	
第10条 学則第7条第2項に定める実習の評価は、各科目で定めた評価方法で行う。	
(実習の評価及び単位の認定)	
第11条 実習の評価は、優、良、可及び不可とし、優、良、及び可を合格とする。	
2 評価の基準は、次のとおりとし、合格した者に、別表1に定める単位を与える。	
評 価	評 点
優	80点～100点

良	70点～79点
可	60点～69点
不可	59点以下

(追実習)
第12条 忌引、疾病、その他やむを得ない理由により出席時間数の不足のため、実習の評価を受けることができない者については、追実習を行うことができる。
4 追実習の評価は、前条第2項に基づいて行うが、追実習の評点は80%とする。
(再実習)
第13条 実習の評価が合格点に達しなかった者は、再実習を受けることができる。
4 再実習の評価は、第11条第2項に基づいて行うが、再実習の評点は、60点とする。
(未修得科目の履修)
第14条 履修できなかった科目(未修得科目という。)は、再履修する。未修得科目がある者で出席時間数を満たしている場合においても、再履修を原則とする。

※各学生の学修成果は、上記の履修規程に基づき成績を評価し単位の修得の認定を行う。

2. 単位認定及び進級会議(1、2年生)
各学生の単位の修得と進級については、3月中～下旬に単位認定及び進級会議を行い、学生の状況や成績一覧表をもとに、校長と全教員が出席し、単位認定及び進級会議を行い、進級を判定する。
単位認定及び進級会議の結果、1、2年生の全期の単位が認定される。(目的)

卒業・進級の認定基準

(概要)
1. 鳥取県立鳥取看護専門学校は卒業までに身につける卒業生の特性を示している。
2. 鳥取県立鳥取看護専門学校履修規程第2条(卒業の認定)の各号に該当するものに対して卒業の認定をする。
1 本校の定める授業科目、単位数(時間数)を習得した者
2 授業科目の各々の単位の認定された者
3 修行年限3年、又は在学年限内の者
4 出席日数が出席すべき日数の3分の2を超える者
3. 卒業認定会議
学生の状況や成績一覧表(すべての学年の成績)をもとに卒業認定会議を行う。卒業の認定は卒業判定会議をもとに校長が行う。
4. 鳥取県立鳥取看護専門学校学則第5章第9条(卒業)第2項に基づき、卒業の認定を受けた者は、卒業証書を授与し、専門士(看護専門課程)と称することができる。

学修支援等

(概要)
・ガイダンスによる定期的な面談の実施。
・スクールカウンセラーによる講義、毎月2回程度のスクールカウンセラーによるカウンセリングの実施
・保護者会をリモート開催し、保護者と学校の連携を強化。

卒業者数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)			
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
40人 (100%)	3人 (7.5%)	35人 (87.5%)	2人 (5%)

(主な就職、業界等) 医療関係
(就職指導内容) 就職に関する特別講義の実施(ハローワーク職員による就職応募書類の記載方法や自己PRの方法について、模擬面接) ・就職活動ノートを作成し、就職ガイダンスを1年生から実施。3年生生年度当初には進路意向の面談。 ・図書室に就職コーナーを整備し、鳥取県看護協会の実施するリモート就職ガイダンスに参加支援。 ・4月に鳥取県看護職員修学資金制度について説明。 ・臨地実習指導の充実を図り、県内医療機関の魅力をアピール。
(主な学修成果(資格・検定等)) ・看護師国家試験 卒業生40名のうち39名合格 合格率 97.5%
(備考)(任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
118人	1人	0.8%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) ・ガイダンスによる定期的な面談や成績状況に応じきめ細やかな支援を実施。 ・スクールカウンセラーの利用促進。 ・保護者との連携を強化。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	5550 円	112800 円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
授業料等減免規程あり (県立看護師等養成施設授業料減免実施要領)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.tottori.lg.jp/tottorikango/
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 「鳥取県立鳥取看護専門学校の学校評価に関する規程」に基づき委員会を設置 (学校関係者評価委員会の設置) 第2条の2 評価を適切に実施するために、本校に学校関係者評価委員会を置き、その構成及び運営についての詳細は別に定める。 (学校評価の種類と定義) 第3条 学校評価は、「学校運営評価」及び「授業等の評価」とする。 (1) 学校運営評価 教育機関としての機能全般について、全職員が包括的に判定する評価とする。 (2) 授業等の評価 学校の授業及び生活について、学生が判定する評価とする。 2 学校運営評価の項目、実施時期等については、3年毎に見直す。 「鳥取県立鳥取看護専門学校 学校関係者評価委員会運営要綱」 (趣旨) 第1条 この要綱は、鳥取県立鳥取看護専門学校の学校評価に関する規程第2条に基づき、鳥取県立鳥取看護専門学校 (以下「本校」という。) における学校関係者評価委員会 (以下「委員会」という。) の組織及び運営に関し必要な事項を定める。 (組織) 第2条 委員会は、4名程度で組織する。 (委員) 第3条 委員は、その審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。 2 委員の任期は、任命からその年度の末日とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 委員は、再任することができる。 (審議事項) 第4条 この委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

(1) 学校自己評価結果及び結果に基づく改善計画の企画・立案に関すること (2) 学校自己評価結果及び改善結果の公表に関すること (3) その他学校自己評価に関すること (会議) 第6条 この委員会は、学校長が招集し、学校長がその議長となる。 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 (庶務) 第7条 委員会の庶務は、鳥取看護専門学校において行う。 2 この会で審議したことについて、議事録を作成しなければならない。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
個人	令和4年7月1日から 令和5年3月31日まで	看護専門学校元副校長
鳥取大学国際乾燥地研究教育機構	令和4年7月1日から 令和5年3月31日まで	大学教員及び医師
鳥取赤十字病院	令和4年7月1日から 令和5年3月31日まで	実習施設医療関係者
岩美町国民健康保険岩美病院	令和4年7月1日から 令和5年3月31日まで	実習施設関係者
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 鳥取県立鳥取看護専門学校学校関係者評価委員会を実施後ホームページで公開		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.tottori.lg.jp/tottorikango/
--